

入湯税特別徴収の手引

令和2年2月



○ はじめに

鉱泉浴場の経営者の方には、入湯税の徴収に当たりまして格別の御尽力をいただき、ありがとうございます。

鉱泉浴場に入湯される方に御負担いただき、皆様方に徴収いただきました入湯税は、地方税法で使途が定められている目的税であり、本市におきましては、次の事業に全額使われています。

事業名	金額
観光宣伝事業	86,000千円
温泉観光推進事業	10,000千円
観光調査事業	6,000千円
温泉利用許可施設に対する助成事業	2,000千円
合計	104,000千円

※ 表中の金額は、平成31年度当初予算における数値です。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び京都市市税条例の規定に基づき、鉱泉浴場の経営者の方に、入湯される方から徴収していただき、毎月、京都市に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の方におかれましては、この手引を御覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続について御理解していただくとともに、入湯税の適正な課税及び徴収に引き続き御協力いただきますようお願いします。

目 次

1	入湯税の概要	1 ページ
2	納稅義務者	2 ページ
3	課税免除	2 ページ
4	税率	4 ページ
5	徴収の方法	5 ページ
6	特別徴収義務者	5 ページ
7	特別徴収の手続	5 ページ
8	延滞金・加算金	6 ページ
9	鉱泉浴場経営申告書の提出	7 ページ
10	帳簿（徴収原簿）の記載	7 ページ
11	税務調査	7 ページ
12	申告書等の記入例	8 ページ
13	よくある質問	12 ページ
14	参考資料（法令の規定）	14 ページ

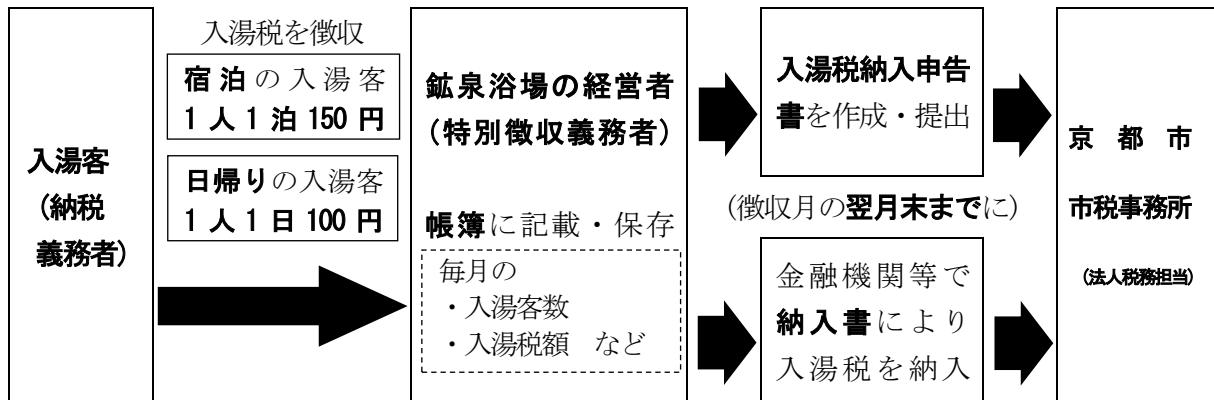
1 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含みます。）に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯される方に課税するものです。

(1) 京都市の制度の概要

納 税 義 務 者	鉱泉浴場に入湯される方
課 稅 さ れ な い 方	<ul style="list-style-type: none">① 小学生以下の方② 共同浴場又は一般公衆浴場（いわゆる銭湯など）に入湯される方③ 利用料金が1,000円（消費税及び地方消費税相当額を除きます。）以下である施設に日帰りで入湯される方④ 学校教育法に規定する学校（大学を除きます。）の生徒等で、修学旅行その他学校行事に参加されている方及びその引率の方⑤ 医療提供施設において入湯される方
税 率	<ul style="list-style-type: none">① 宿泊客 1人1泊につき150円② 日帰り客 1人1日につき100円
徴 収 の 方 法	徴収については、特別徴収の方法（地方公共団体以外の方に地方税を徴収していただく方法）によります。
特 別 徹 収 義 務 者	鉱泉浴場を経営されている方
特 别 徹 収 の 手 続	特別徴収義務者は、鉱泉浴場に入湯される方から入湯税を徴収し、毎月末日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した入湯税納入申告書を提出するとともに、徴収金を納入してください。
特 別 徹 収 義 務 者 の 申 告	<ul style="list-style-type: none">① 新たに鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに、必要な事項を記入した鉱泉浴場経営申告書を提出してください。② 提出した申告書の内容に変更があったときは、直ちにその旨を記入した申告書を提出してください。
帳 簿 記 載 義 務 等	特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から7年間保存してください。

(2) 入湯税納入の流れ



2 納税義務者

市内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯される方です。

- ※ 「鉱泉浴場」とは、温泉法に規定する温泉を利用する浴場をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。
- ※ なお、温泉を外から運んできて利用する浴場、いわゆる「運び湯」による温泉施設も、入湯税の課税の対象となります。

3 課税免除

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

(1) 小学生以下の方

外国人観光客の方であっても、小学生以下の年齢に相当する場合（令和2年度：平成20年4月2日以後に生まれた方）は、課税が免除されます。

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場（いわゆる銭湯など）に入湯される方

日常生活において利用される次のような施設への入湯は、課税が免除されます。

- ・ 「共同浴場」とは、業として経営される浴場ではないもので、寮、社宅、療養所等に付設され、専ら日常の利用に供される施設をいいます。
- ・ 「一般公衆浴場（いわゆる銭湯など）」とは、物価統制令の規定に基づき都道府県知事が入浴料金を定めている銭湯（京都府においては、令和2年2月現在、大人12歳以上が450円などとなっています。）などの浴場をいいます。

(3) 利用料金が1,000円（消費税額及び地方消費税額に相当する額を除きます。）以下である施設に日帰りで入湯される方

- ・ 日帰り入湯の「利用料金」とは

入湯料、入館料、入場料、休憩料等の名称にかかわらず、入湯しようとする方が鉱泉浴場で日帰り入湯するために必ず支払う必要がある料金をいい、その料金が1,000円（税抜）以下の場合は課税が免除されます。

- ・ 日帰り入湯の「利用料金」の取扱い

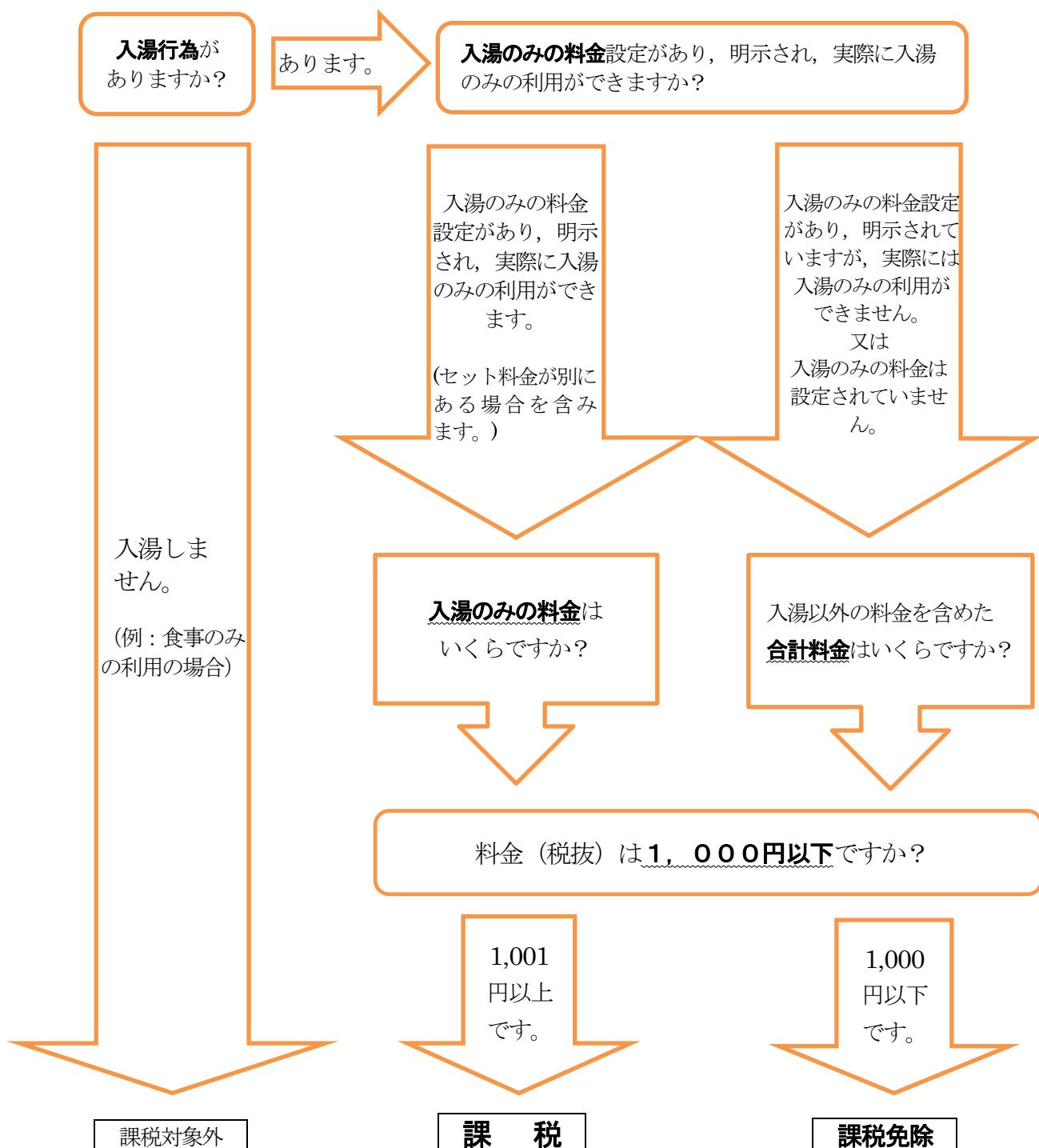
日帰り入湯のみの料金設定があり、その料金が明示され、実際に入湯のみの利用ができる場合は、入湯のみの料金が「利用料金」となります。

また、入湯以外の料金が含まれる次のような場合は、3ページの表のとおりです。

- ① 入湯料金に、入湯以外の食事・タオル・休憩等の料金が含まれている場合（いわゆるセット料金）
- ② 食事・タオル・休憩等入湯以外の料金に、追加料金を支払えば入湯できる場合

日帰り入湯のみの料金設定	「利用料金」となるもの
入湯のみの料金設定があり、明示されている場合で	実際に入湯のみの利用ができる場合 入湯以外の料金を含めた料金 (①の場合、セット料金) (②の場合、入湯以外の料金+追加料金)
入湯のみの料金設定がなく、入湯のみの利用ができない場合	実際には入湯のみの利用ができない場合

(参考) 日帰り入湯客に係る入湯税の課税免除の取扱いについて



- ・ その他の日帰り入湯の「利用料金」の取扱いは、次表のとおりとなります。

日帰り入湯の利用状況	「利用料金」となるもの
料金が曜日により異なる場合	実際に利用する曜日の料金
無料券や割引券を使用する場合	無料券や割引券使用後の料金
回数券を使用する場合	販売額を利用可能回数で割った1枚当たりの料金
会員としての期間に応じた会費等が設定されている場合	会費等を会員としての利用可能回数で割った1回当たりの料金

(4) 学校教育法に規定する学校（大学を除きます。）の生徒等で、修学旅行その他学校行事に参加されている方及びその引率の方

- ・ 学校教育法に規定する学校のうち大学を除くものを対象とし、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校が、学校教育上の観点から主催する修学旅行、遠足、部活動等の行事をいいます。

したがって、上記の学校以外の、いわゆる専門学校（専修学校、各種学校）や海外の学校の生徒等は、学校の行事であっても課税免除の対象になりません。

ただし、小学生以下の場合は、2ページの3(1)により課税が免除されますので、この規定の対象とはなりません。

- ・ 「引率の方」とは、学校教育上の観点から生徒等の引率を行う教師などの学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等に同行する看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン、スポーツ大会の応援のために参加する保護者などは該当しません。

(5) 医療提供施設において入湯される方

「医療提供施設」とは、病院、診療所、介護老人保健施設などの医療を提供する施設をいいます。

4 税率

(1) 宿泊客 1人1泊につき150円

(2) 日帰り客 1人1日につき100円

同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数にかかわらず、宿泊客は1泊につき、宿泊を伴わない日帰り客は1日につき、入湯税が課税されます。

複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税されますが、利用料金を1回支払うことにより、複数の鉱泉浴場の入湯が可能である場合は、同一の鉱泉浴場への入湯とみなします。

また、「宿泊」とは、旅館業法又は住宅宿泊事業法に規定する、寝具を利用して就寝を

伴い、施設を利用することをいいます。

したがって、一度の滞在で2日にわたらない場合（いわゆる「デイユース」）や、2日にまたがっても寝具を利用した就寝を伴わない場合は、宿泊に該当しません。

5 徴収の方法

特別徴収の方法によります。

「特別徴収」とは、地方税法及び京都市市税条例の規定に基づき、特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、京都市に納入していただく方法です。

6 特別徴収義務者

鉱泉浴場を経営されている方です。

7 特別徴収の手続

(1) 入湯税納入申告書の提出

特別徴収義務者は、鉱泉浴場に入湯される方から入湯税を徴収し、毎月末日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した**入湯税納入申告書（8番記入例参照）**を提出してください。

申告書を郵便又は信書便で提出された場合は、郵便物又は信書便物の通信日付印に表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限までに申告書を提出されなかった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

※ 「入湯税納入申告書」については、京都市ホームページからダウンロードできます。

(2) 入湯税の納入書による納入

納入金については、毎月末日までに申告書に記入した前月分の徴収税額を次表の金融機関等を通じて**入湯税の納入書（9番記入例参照）**により納入してください。

【市税の納付・納入場所】※ 令和2年2月1日現在

①	京都市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所 (市役所取扱時間：午前9時～午後4時、区役所・支所取扱時間：午前8時30分～午後5時。ただし、開庁日に限ります。), 右京区役所京北出張所 (取扱時間：午前8時30分～午後5時。ただし、開庁日に限ります。)
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	指定金融機関及び以下の収納代理金融機関（全国の本店・支店・出張所）	
(2)	銀行	みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、北陸、北國、福井、滋賀、京都、南都、池田泉州、但馬、福邦、関西みらい、徳島大正
	信託銀行	三菱UFJ、みずほ、三井住友
	信用金庫	京都、京都中央
	信用組合	京滋、近畿産業
	農業協同組合	京都府信用農業協同組合連合会、京都市、京都中央、京都
	その他	商工組合中央金庫、近畿労働金庫
	近畿2府4県（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県及び和歌山県）の区域内に所在する、ゆうちょ銀行直営店及び郵便局	

8 延滞金・加算金

(1) 延滞金（令和2年中）

法定納期限内に納入されない場合は、次の割合に乘じた額の延滞金が課されます。

- | | |
|------------------------|-------|
| ① 法定納期限の翌日から1月を経過する日まで | 年2.6% |
| ② ①の翌日以降 | 年8.9% |

(2) 加算金

過少な申告をされた場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかつた場合には不申告加算金が、それぞれ次表のとおり課されます。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第1項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算し、15%)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため、決定があった場合 (法第701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算し、20% (法第701条の12第3項))
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第2項第2号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (法第701条の12第5項)	納入すべき税額×5%

9 鉱泉浴場経営申告書の提出

次の①又は②の場合は、鉱泉浴場の施設の内容や利用料金などについて、必要な事項を記入した**鉱泉浴場経営申告書【10 ページ記入例参照】**を提出してください。

特に、日帰り施設（宿泊施設で日帰り利用が可能な施設を含みます。）の利用料金について、入湯と食事等とのいわゆるセット料金が設定されている場合や、平日と休日とでメニューも料金が異なる場合など、全てのプランを申告書に記入できないときは、その内容がわかる資料を申告書に添付してください。

① 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営開始日の前日までに申告してください。

② 提出した申告書の内容に変更があったとき

経営されている方や施設の内容、利用料金など、これまでに申告いただいた内容に変更があった場合には、直ちに申告してください。

なお、入湯税を徴収していただく必要のない場合であっても、**鉱泉浴場経営申告書については、京都市市税条例の規定により、鉱泉浴場を経営する全ての方に提出していく必要があります。**

※ 「鉱泉浴場経営申告書」については、京都市ホームページからダウンロードできます。

10 帳簿（徴収原簿）の記載

特別徴収義務者は、①入湯客総数、②課税免除される入湯客数、③課税対象となる入湯客数、④入湯税額を**帳簿（徴収原簿）【11 ページ記入例参照】**に記載し、**7年間保存**してください。

なお、帳簿については、11 ページの記入例にある様式と同様の事項が網羅されたものであれば、書式等が異なる業務用帳簿に代えていただいて構いません。

※ 「帳簿（徴収原簿）」については、京都市ホームページからダウンロードできます。

11 税務調査

入湯税の適正かつ公平な課税を期するため、電話による確認のほか、実地の調査を行っています。

調査の際には、関係する資料の提示等をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。

12 申告書等の記入例

(※ 以下の申告書等は、令和2年2月1日現在の様式です。)

(1) 入湯税納入申告書

※宿泊数による延べ人数 … 連泊する宿泊客は、宿泊期間中の1日ごとに計上します

(例) 「1人で1泊」の場合は、「1人」と記入

「1人で1泊」の場合 「1人」と記入
「1人で2泊」の場合 「2人」と記入

(2) 入湯税の納入書

市町村コード		○○年度 入湯税領収証書 ②		○○年度 入湯税納入済通知書 ③	
261009		261009		261009	
口	尾	番	号	加	入
01040-1-960001		京都市会計管理者		京都市会計管理者	
申告年月	○○年3月分	申告区分	指定番号	申告区分	指定番号
○○年3月分		申告更正	決定	申告更正	決定
(特別徴収義務者) 住所又は所在地		京都市○○区○○町○○番地		京都市○○区○○町○○番地	
氏名又は名称		株式会社○○温泉旅館		株式会社○○温泉旅館	
(特別徴収義務者) 住所又は所在地		京都市○○区○○町○○番地		京都市○○区○○町○○番地	
氏名又は名称		株式会社○○温泉旅館		株式会社○○温泉旅館	
納	税	百	十	億	千
納	延滞金	千	百	十	万
入	加算金	万	千	百	十
額	額	円	円	円	円
合計額	合計額	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○
納期限	納期限	○○年4月30日	○○年4月30日	○○年4月30日	○○年4月30日
上記の金額を領収しました。 この領収証書は、失効します。					
京都市指定金融機関 京都市取扱代理金融機関 京都市区会計管理者					
日	計	口	円	取りまとめ局	〒633-8794 大阪府金事務センター (取りまとめ局→加入者)
(納入者保管)					
(市保管)					

(2) 鉱泉浴場経営申告書

様式第47号の3

鉱泉浴場經營申告書

鉱泉浴場の経営について、京都市市税条例第184条の規定により申告します。

申告の区分		<input type="checkbox"/> 開始 <input checked="" type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他()		
経営開始又は異動年月日		○○年○○月○○日		
鉱泉浴場施設	所在地	京都市○○区○○町○○番地		
	(ふりがな)	きょうとまるまるおんせんりょかん		
	名称	京都○○温泉旅館		
施設の種類		<input type="checkbox"/> 公衆浴場(<input type="checkbox"/> 物価統制令により統制額の指定を受けているもの <input type="checkbox"/> その他) <input checked="" type="checkbox"/> ホテル又は旅館 <input type="checkbox"/> その他()		
施設の利用区分	宿泊施設	日帰り施設の併設	宿泊定員	部屋数
		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	100人	25室
	日帰り施設	利用料金(消費税額及び地方消費税額相当額を除く。)	平日	大人1,000 子供500 円
		休日	大人1,200 子供600 円	
施設の浴槽数		総浴槽数 30 (うち鉱泉を利用する浴槽数 5)		
施設の営業時間等 ※営業時間については、日帰り施設がある場合に記入してください。		営業時間	10時00分から 23時00分まで	
		休業日	なし	
温泉法による営業許可日		○○年○○月○○日		
公衆浴場法による営業許可日		○○年○○月○○日		
旅館業法による営業許可日		○○年○○月○○日		
備考(上記以外の変更等)				

注1 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記入してください。なお、個人番号を記入する場合には、左側を1文字空けて記入してください。

- 2 該当する□には、レ印を記入してください。
 - 3 施設の構造及び設備並びに鉱泉を利用する浴槽が分かる配置図等を添付してください。
 - 4 日帰り施設（宿泊施設で日帰り施設を併設するものを含む。）にあっては、その利用料金が分かる資料を添付してください。
 - 5 温泉法、公衆浴場法及び旅館業法による許可書等の写しを添付してください。

(3) 帳簿（徴収原簿）

帳簿（徴収原簿）										
徴収原簿（〇〇年3月分）										
指定番号		○△□◇		特別徴収義務者の氏名または会社名		録込浴場施設の名称		京都○○温泉旅館		
日帰り客分										
日	入湯客総数（人）①	課税免除となる入湯客数（人） ②(⑦+⑧+⑨)	小学生以下 ⑦	1,000円以下 ⑧	その他 ⑨	課税対象入湯客数 （人）③(①-②)	入湯税額 ④(③×150)	日	入湯客総数（人）①	課税免除となる入湯客数（人） ②(⑦+⑧+⑨)
1	12					12	1,800	1	5	5
2	46	3	3			43	6,450	2	9	9
3	61	7	7			54	8,100	3	25	3
4	33	2	2			31	4,650	4	18	2
5	14					14	2,100	5	2	2
6	16					16	2,400	6	5	5
7	19					19	2,850	7	4	4
8	20	3	3			17	2,550	8	4	4
9	64	6	6			58	8,700	9	7	7
10	95	12	12			83	12,450	10	27	2
11	8					8	1,200	11	22	2
12	11					11	1,650	12	2	2
13	8					8	1,200	13	5	5
14	16					16	2,400	14	6	6
15	14					14	2,100	15	7	7
16	87	12	12			75	11,250	16	10	10
17	93	15	15			78	11,700	17	16	2
18	25	4	4			21	3,150	18	19	1
19	31	4	4			27	4,050	19	6	6
20	19	1	1			18	2,700	20	12	1
21	8					8	1,200	21	3	3
22	12					12	1,800	22	2	2
23	41	7	7			34	5,100	23	5	5
24	75	9	9			66	9,900	24	22	3
25	19	1	1			18	2,700	25	21	2
26	13					13	1,950	26	4	4
27	10					10	1,500	27	0	0
28	10					10	1,500	28	2	2
29	14	2	2			12	1,800	29	5	5
30	46	6	6			40	6,000	30	7	7
31	60	6	6			54	8,100	31	18	2
計	Ⓐ 1,000	Ⓑ 100	Ⓒ 100	Ⓓ 100	Ⓔ 0	Ⓕ 900	Ⓖ 1,35,000	計	Ⓐ 300	Ⓑ 120

注1 この様式は、京都府税条例第18条の規定により、入湯税の特別徴収義務者が、入湯客数、料額その他必要な事項を記載するために使用するものです。
2 この徴収原簿は、7年間保管してください。

この様式は、京都府税条例第18条の規定により、入湯税の特別徴収義務者が、入湯客数、料額その他必要な事項を記載するために使用するものです。

2 この徴収原簿は、7年間保管してください。

13 よくある質問

※ 文中の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いたものです。

問1 宿泊客の1人から、病気やけがなどにより温泉に入湯していないとの申出がありました。この場合、入湯税は課税されますか。
また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればよいですか。

答1 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯される方に課税するものですので、入湯されていない場合は、入湯税を徴収することはできません。
したがって、入湯税をあらかじめ預かっているような場合には、返金いただく必要があります。
また、入湯税納入申告書【8ページ記入例参照】の「入湯客総数」からは除外してください。
入湯されているかどうかの判断について、社会通念から温泉旅館等の入湯客が鉱泉浴場に入湯されることは考え難く、また、個々の入湯客が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実に困難と考えられることから、実務的には、入湯していないという申出がない限り、入湯されたものとみなして入湯税を徴収してください。

問2 日帰り入湯における「利用料金」が1,000円以下であれば、課税免除になるそうですが、「利用料金」が休日と平日で異なる場合、どのように取り扱うのでしょうか。

答2 日帰り入湯において、入湯される方の支払う額が1,000円以下であれば、入湯税の課税が免除されます。
例えば、平日1,000円、休日1,500円という料金の設定であれば、入湯税の課税は、平日が免除されますが、休日は課税されます。

問3 日帰り入湯において、無料券、割引券又は回数券を使用した場合、どのように取り扱うのでしょうか。

答3 日帰り入湯において、無料券を使用された場合は、「利用料金」0円ですので入湯税の課税が免除されます。
また、割引券を使用された場合は、割引券を使用して支払う額が1,000円以下であれば、入湯税の課税が免除されます。
回数券について、例えば1回の利用が1,100円のところ、10回分の料金11,000円で購入して11回使用できる場合は、1枚当たりの単価が1,000円となりますので、入湯税の課税が免除されます。

問4 日帰り入湯において、課税免除となる「利用料金」を判断する基準を教えてください。

答4 日帰りの入湯における「利用料金」の判断基準は、次のとおりです。

① 入湯行為があるかどうか。

入湯行為がなく、食事利用のみの場合は、課税の対象外となります。

② 入湯のみの料金設定があり、明示され、実際に入湯のみの利用ができるかどうか。

ア 入湯のみの料金設定があり、明示され、実際に入湯のみの利用ができる場合

入湯のみの料金を「利用料金」とします。

イ 入湯のみの料金設定があり、明示されていても、実際には入湯のみの利用ができない場合、又は入湯のみの料金設定がない場合

入湯以外の料金や追加料金を含めた合計の料金を「利用料金」とします。

(なお、詳細については、2~4ページを御確認ください。)

問5 修学旅行の事前調査のために宿泊された方については、修学旅行その他学校行事に参加している引率者に該当し、入湯税の課税が免除されますか。

答5 入湯税が免除される引率者とは、その学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加されている生徒等を現に引率されている方をいいます。

したがって、修学旅行の事前調査のために宿泊された方については、引率者に該当しないため、入湯税の課税が免除されません。

問6 高等学校の卒業生を対象として、その学校が主催する旅行に参加される方及び引率の方は、修学旅行その他学校行事に参加されている方及び引率の方に該当し、入湯税の課税が免除されますか。

答6 学校行事とは、入湯税の課税が免除される学校が、その学校の生徒等を対象として学校教育上の観点から主催する行事をいいますが、卒業生については、その学校の生徒には当たりません。

したがって、その旅行に参加されている卒業生及び引率の方については、入湯税の課税が免除されません。

問7 入湯税の申告をしなかったり、納入しなかった場合は、どうなりますか。

答7 地方税法及び京都市市税条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した納入申告書を提出するとともに、前月中に徴収すべき入湯税を納入しなければならない、とされています。

期限までに申告されなかったり、過少な申告をされた場合には、加算金が課されることがあり、期限までに納入されない場合は、税金のほかに延滞金が課されることがあります。

期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合は、特別徴収義務者に對して財産の差押え等の滞納処分を行うこととなります。

14 参考資料（法令の規定）

(1) 京都市市税条例（抄）

第3章 目的税

第1節 入湯税

第1款 通則

（入湯税の納税義務者等）

第176条 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第177条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 共同浴場又は公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で物価統制令第4条に規定する統制額の指定を受けているものにおいて入湯する者
- (3) 入湯しようとする者が支払うべき料金が1,000円（消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。）以下である施設において宿泊を伴わないで入湯する者
- (4) 前3号に掲げるものを除くほか、公益上その他の事由により市長が特に課税を不適当と認める者

（入湯税の税率）

第178条 入湯税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、入湯客1人1日（第1号の場合にあっては、1泊をもって1日とする。）につき、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 宿泊を伴う入湯 150円
- (2) 宿泊を伴わない入湯 100円

第2款 徴収

（入湯税の徴収の方法）

第179条 入湯税の徴収については、特別徴収の方法による。

（入湯税の特別徴収の手続）

第180条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

- 2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3 第1項の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その納入金を納入書により納入しなければならない。

（入湯税の更正又は決定）

第181条 市長は、地方税法（以下「法」という。）第701条の9の規定により入湯税に係る更正又は決定をした場合においては、直ちにその旨を記載した通知書を発する。

- 2 更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額がある場合においては、前項の通知書に指定すべき納期限は、当該通知書を発した日から1月を経過した日とする。

(入湯税の不足金額に係る延滞金の減免)

第182条 市長は、特別徴収義務者が法第701条の9の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、法第701条の10第2項に規定する延滞金を減額し、又は免除する。

- 2 前項の規定により延滞金の減額又は免除を受けようとする者は、当該更正又は決定に係る通知書に指定された納期限までに、その理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

(入湯税の納入金に係る過少申告加算金額等の決定の通知等)

第183条 市長は、法第701条の12第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額、同条第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額又は法第701条の13第1項若しくは第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、直ちにその旨を記載した通知書を発する。

- 2 前項の通知書に記載すべき納期限は、当該通知書を発した日から1月を経過した日とする。

(特別徴収義務者の申告)

第184条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営を開始する日の前日までに、市長が定める事項を記載した申告書にその事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申告をした者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第185条 入湯税の特別徴収義務者は、入湯客数、税額その他必要な事項を帳簿に記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、その記載の日から7年間これを保存しなければならない。

(2) 京都市市税条例施行細則（抄）

(入湯税の課税免除)

第4条の8 京都市市税条例（以下「条例」という。）第177条第4号に規定する市長が特に課税を不適当と認める者は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の児童（条例第177条第1号に掲げる者を除く。）、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの
- (2) 前号に規定する学校が主催する修学旅行その他学校行事の引率者
- (3) 医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設において入湯する者

(3) 京都市入湯税取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、条例及び京都市市税条例施行細則（以下「細則」という。）に規定する入湯税について、その取扱い等を定める。

(鉱泉浴場の定義)

第2条 条例第176条に規定する「鉱泉浴場」とは、温泉法第2条第1項に規定する温泉を利用する浴場をいう。

ただし、同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認められるもの（いわゆる「運び湯」を利用する浴場等）も含むものとする。

(共同浴場等の定義)

第3条 条例第177条第2号に規定する「共同浴場」とは、業として経営される浴場でないもので、寮、社宅、療養所等に付設され、専ら日常の利用に供されるものをいう。

(入湯しようとする者が支払うべき料金の定義)

第4条 条例第177条第3号に規定する「入湯しようとする者が支払うべき料金」とは、入湯料、入館料、入場料、休憩料等の名称の如何にかかわらず、入湯施設内の鉱泉浴場を利用するため支払う料金をいう。

- 2 鉱泉浴場を利用するため支払う料金に、食事・タオル・休憩等、入湯以外の料金（以下「入湯外料金」という。）が含まれている場合は、入湯施設において別途鉱泉浴場の入湯のみに要する料金（以下「単独入湯料金」という。）が設定・明示され、かつ、単独入湯料金で入湯のみの利用が可能であるときは、単独入湯料金（利用可能でないときは単独入湯料金と入湯外料金の合計料金）を「入湯しようとする者が支払うべき料金」とする。
- 3 入湯外料金に、追加の料金を支払えば入湯できる場合は、入湯施設において単独入湯料金が設定・明示され、かつ、単独入湯料金で入湯のみの利用が可能であるときは単独入湯料金（利用可能でないときは入湯外料金と追加入湯料金の合計料金）を「入湯しようとする者が支払うべき料金」とする。
- 4 料金が曜日により異なる場合は、利用する日の料金を「入湯しようとする者が支払うべき料金」とする。
- 5 無料券や割引券を使用する場合は、当該券を使用して入湯客が支払う料金を「入湯しようとする者が支払うべき料金」とする。
- 6 回数券を使用する場合は、販売額を利用可能回数で除した金額を「入湯しようとする者が支払うべき料金」とする。
- 7 会員としての期間に応じた会費等が設定されている場合は、当該会費等を会員としての利用可能回数で除した金額を「入湯しようとする者が支払うべき料金」とする。

(宿泊の定義)

第5条 条例第177条第3号並びに第178条第1号及び第2号に規定する「宿泊」とは、旅館業法第2条第5項又は住宅宿泊事業法第2条第2項に規定する宿泊をいう。

ただし、一度の滞在で2暦日にわたらない場合（いわゆる「デイユース」）は、「宿泊」に該当しないものとする。

(宿泊を伴う入湯の取扱い)

第6条 条例第178条第1号に規定する「宿泊を伴う入湯」について、鉱泉浴場が設置された宿泊施設において宿泊する者は、宿泊を伴う入湯客とみなし、入湯税を課するものとする。

ただし、特別徴収義務者において個々の入湯客の入湯の有無を把握することができる場合は、入湯していない者に対して、入湯税を課さない。

(入湯行為に係る税率の適用)

第7条 条例第178条に規定する税率は一の鉱泉浴場における入湯行為（複数の鉱泉浴場においては、それぞれの鉱泉浴場ごとの入湯行為）に対して、その入湯回数にかかわらず、1人1日（同条第1号の場合にあっては、1泊をもって1日）につき、同条各号に掲げる額を課する。

ただし、複数の鉱泉浴場がある入湯施設において、条例第177条第3号に規定する「入湯しようとする者が支払うべき料金」を1回支払うことにより複数の鉱泉浴場の入湯が可能である場合については、一の鉱泉浴場への入湯とみなす。

(学校が主催する修学旅行その他学校行事等の定義)

第8条 細則第4条の8第1号及び第2号に規定する「修学旅行その他学校行事」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が、当該学校の児童、生徒又は学生を対象として、学校教育上の観点から主催する修学旅行、遠足、部活動等の行事をいう。

2 細則第4条の8第2号に規定する「引率者」とは、同条第1号に規定する学校が学校教育上の観点から、当該学校の児童、生徒又は学生の引率を現に行う教師などの学校関係者、心身の障害等により介助を必要とする生徒等に同行する看護師及び保護者等をいい、旅行業者の添乗員等を含まない。

(4) 地方税法（抄）

第4章 目的税

第4節 入湯税

（入湯税）

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

（入湯税の徴収の方法）

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（入湯税の特別徴収の手続）

第701条の4 入湯税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

- 2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。
- 3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。
- 4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権）

第701条の5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- (1) 特別徴収義務者
- (2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの
- 2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の18第6項の定めるところによる。

5 第1項又は第3項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第701条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (2) 前条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者
- (3) 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第701条の7 第701条の4第2項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納入しなかつた金額が100万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第1項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 4 前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第701条の11 入湯税の特別徴収義務者は、第701条の4第2項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が第701条の4第2項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第701条の12 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第7項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正に

による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に100分の10の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
 - (1) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第701条の9第2項の規定による決定があつた場合
 - (2) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があつた場合
 - (3) 第701条の9第2項の規定による決定があつた後において同条第3項の規定による更正があつた場合
- 3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第7項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納入すべき税額（同項第2号又は第3号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が50万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは第7項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。）において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金（納入申告書の提出期限後にその提出

があった場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。) 又は重加算金(次条第3項において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあるときは、第2項に規定する不申告加算金額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第2項に規定する納入すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 5 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 6 市町村長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 7 第2項の規定は、第5項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(5) 地方税法施行令(抄)

第3章の4 入湯税

(法第701条の12第7項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第56条の12 法第701条の12第7項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 1 法第701条の12第7項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して1年前の日までの間に、入湯税について、同条第2項第1号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第7項の規定の適用を受けていないとき。
- 2 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されていた場合
 - イ □に掲げる場合以外の場合 当該納入すべき税額に係る法第701条の4第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)
 - ロ 市町村長が当該納入申告書に係る納入について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該納入申告書の提出があつた日

入湯税の申告についてのお問合せ先・申告書の提出先

京都市行財政局市税事務所市民税室法人税務担当（事業所税担当）

TEL (075) 213-5248

FAX (075) 213-5305

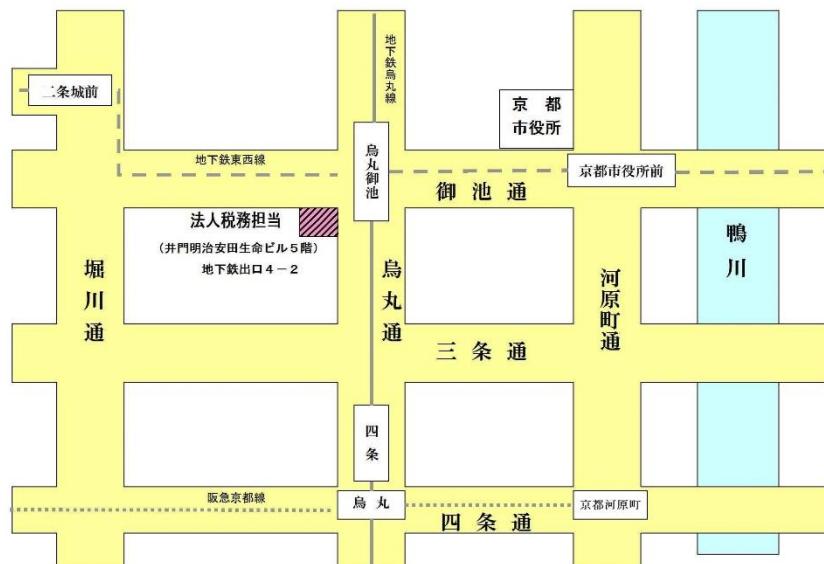
〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

(烏丸御池西南角) 井門明治安田生命ビル5階

<地下鉄>烏丸線・東西線「烏丸御池駅」4-2出口すぐ <市バス>「烏丸御池」下車すぐ

※ 御来所の際は公共交通機関を御利用ください。ビル駐車場を御利用の場合は有料です。

ビル駐輪場はありませんが、近隣に「まちかど駐輪場」(30分まで無料)があります。



入湯税については、京都市ホームページ「京都市情報館」

入湯税

サイト内検索

で検索できます。

令和2年2月発行

編集・発行 京都市行財政局市税事務所市民税室法人税務担当（事業所税担当）

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ

